

11/16
福井

駆け付け警護閣議決定

安保法初の新任務

政府は15日の閣議で、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に☆NEWSの言葉に派遣する陸上自衛隊に、安全保障関連法に基づく新たな任務「駆け付け警護」を付与することを決定した。3月の法施行後、可能となった新任務の付与は初。来月12日から実施する。安保関連法により武器使用の範囲が拡大された自衛隊の海外任務が、実際に始まる。【5面に表層深層と論説、30面に関連記事】

新任務を巡り想定される流れ

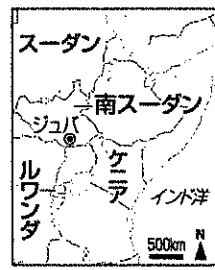
- 11月15日 「駆け付け警護」の新任務付与を閣議決定
- 18日 稲田防衛相が南スーダンPKOの派遣命令で「宿営地の共同防衛」を含む新任務を付与
- 20日 南スーダンに派遣する交代部隊の11次隊先発隊が青森空港出発
- 12月12日 11次隊が実際に新任務遂行可能になる
- 15日 11次隊の全員が南スーダン入り
- 3月末 南スーダンPKOの現行の派遣期限

2016年

南スーダン 陸自来月から

現地の治安情勢は流動的だった。安倍晋三首相は15日の参院で、戦闘に巻き込まれる危険性が増す懸念は拭えない。自衛隊の海外活動は、踏み入ったことのない新たな領域に入

難であると判断する場合、撤収を躊躇しやすくなることはい」と述べた。稲田防衛相は記者会見で、18日に部隊の派遣命令を出し、駆け付け警護と、別の新任務で他国軍との宿営地で武装集団の襲撃に対処する



「宿営地の共同防衛」を付与すると表明した。これまで日本は自らの宿営地以外では対処できなかった。新任務の実施地域は、首都ジュバとその周辺に限定することした。

駆け付け警護は、離れた場所にいる国連関係者らが武装集団などに襲われた際、武器を持って助けに行く任務。閣議決定では実施計画を変更し、自衛隊がPKOで実施する業務に駆け付け警護を追加した。隊員や周辺者の身を守

る従来の正当防衛・緊急避難の「自己保存型」に加え、任務遂行への妨害行為に警告射撃や威嚇を行う「任務遂行型」の武器使用が初めて可能となった。受け入れ国の同意などPKO参加5原則が満たされている状況でも「安全を確保しつつ有意義な活動を実施すること」が困難と認められる場合が生じれば、政府の国家安全保障会議（NSC）の審議後、部隊を撤収するとの項目も設けた。

新任務付与ありき鮮明

11/16
福井

「積極平和主義」を優先

駆け付け警護

安倍政権が自衛隊への「駆け付け警護」任務の付与に踏み切った。自衛隊員のリスク増への懸念を残したまま、政権へのダメージ回避策を周到に構いつつ、掲げる「積極的平和主義」の具体化を最優先させた。閣議決定に至る経緯をたどると、「新任務付与ありき」の姿勢が鮮明に浮かぶ。戦後日本が築いてきた「平和国家」は再び岐路に立たされた。

▼本音
「南スーダン国連平和維持活動（PKO）への自衛隊派遣は国際社会から高い評価を得ている。われわれにとって

も誇りだ」。安倍晋三首相は15日の参院環太平洋連携協定（TPP）特別委員会を胸を張った。

2013年9月に「国際協



PKO施設内の陸上自衛隊部隊による防護壁設置作業現場で警戒する隊員。14日南スーダン・ジュバ

表層 深層

閣に基づく積極的平和主義との概念を打ち出し、直後の閣議決定で高らかに演説。国際社会に決意を示し、安全保障関連法の成立に向けてまい進した。

野党の抵抗を押し切って成立させたのは昨年9月。法施行は今年3月だったが、7月の参院選への影響を懸念し、陸自部隊による訓練開始は選挙後に先送りした。その後、稲田朋美防衛相を現地に派遣して安全性をアピール。首相は特別委で、活動実施が困難と判断した場合、撤収をためらわないと重ねて強調。政府高官は「現実の運用は慎重にならざるを得ない。現地の部隊は手柄を立てようなんて思わなくていい」と本音を漏らす。

駆け付け警護を巡るスタンス

<p>首相官邸</p> <ul style="list-style-type: none"> 「積極的平和主義」の具体化 安保法の着実な運用 	
<p>防衛省</p> <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊員の安全確保 国民に自衛隊の活動内容を十分に説明 	<p>外務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連への貢献を目に見える形で示し、国際社会での日本の立ち位置を高める

務は「この日の閣議決定に」ようやく付与できると見られた。内閣支持率が高いからと「そだ」と安堵し、計画通りに進んだことを示唆した。

ただ首相が求めるのは安保法の着実な運用だ。新任務を南スーダンの首都ジュバとその周辺に限定したのも、陸自部隊が武力衝突に巻き込まれたり、死傷したりする事態が起らないようにするためだ。

国際社会への貢献を示す必要はあるが、万が一のことがあれば政権が揺らぎかねない。首相は特別委で、活動実施が困難と判断した場合、撤収をためらわないと重ねて強調。政府高官は「現実の運用は慎重にならざるを得ない。現地の部隊は手柄を立てようなんて思わなくていい」と本音を漏らす。

省は複雑な思いだ。自衛隊員の安全確保に不安を残すから。未知の領域に分け入り、危険に身をさらす可能性がある。現場の自衛隊員にとっては、議論は尽くされたのか、国民に活動内容が理解されているのか、実際にどう動けばいいのかと懸念が残っているのも事実だ。

安倍法に関わった自民党ベテラン議員は「国会では法案が速成かどうかに焦点が当たって、駆け付け警護などの実務に関する議論は置き去りにされた」とため息をついた。

駆け付け警護

限定的な一時措置

他国軍と共同対処

政府見解

政府は15日、南スーダンで活動する自衛隊への新任務付与に際し「基本的な考え方をもう一つの新任務「宿営地の付与」に引き継ぎ、他国と一緒に対処する」と隊員の危険の低減に資すると力説した。

現地の治安情勢悪化を受け、自衛隊へのリスクを懸念している点を挙げ、「他国の要員が危機にひんしている場合でも、これまでは自衛隊は共同して対応できず、平素の訓練にも参加できなかった」と説明。「他国の軍人とは運命共同体で、共同対処すれば安全を高められる」とした。

自衛隊撤収の可能性に関する議論は、憲法に定められていない。閣議決定では「想定されない」とした。1994年と2002年に1副大統領の勢力は系統だつた組織性などがなく、法的に紛争当事者となり得る「国家に準ずる組織」は現地に存在しないとした。



「駆け付けるだけじゃなく」 横田吉昭

「駆け付けるだけじゃなく」

撤収 EXIT

横田吉昭